

令和2年度第2回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会議事録

開催日時	令和3年2月18日(木)	14時00分～16時00分
開催場所	半田市役所4階 庁議室オンライン会議 半田市役所 庁議室(4階)・雁宿ホール 社会適応訓練室	
会議次第	<p>1.会長あいさつ</p> <p>【第一部】高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について</p> <p>1.報告事項</p> <p>(1)令和2年度 高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について</p> <p>(2)令和2年度 障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について</p> <p>(3)令和2年度 活動報告について</p> <p style="padding-left: 40px;">研修資料 高齢を虐待から守りましょう</p> <p style="padding-left: 40px;">高齢者虐待防止研修受講後の意見</p> <p style="padding-left: 40px;">障がい者虐待防止研修会 アンケート結果</p> <p>2.協議事項</p> <p>(1)今後の取り組みについて</p> <p>【第二部】障がい者差別に関する協議について</p> <p>1.報告事項</p> <p>(1)令和2年度 障がい者差別に関する相談について</p> <p>(2)令和2年度 障がい者差別に関する活動報告について</p> <p>2.協議事項</p> <p>(1)令和3年度 障がい者差別に関する活動計画について</p>	
出席委員 (欠席委員)	<p>新美親紀、左近麻奈美、鷺野明美、岡崎将司、鴻巣雅之、加藤金吉、山崎千佳、小松卓馬(野田卓己氏 代理)、石井義廣、今井友乃、新村 隆 (欠席：小澤康人、杉江徳長)</p> <p>※敬称略</p>	
事務局	<p>高齢介護課：沢田課長 鈴木(圭) 岩本 池尻</p> <p>地域福祉課：杉江課長 杉浦(郁) 田中(美) 片山</p> <p>半田市包括支援センター：澤田センター長、川崎</p> <p>半田市障がい者相談支援センター：加藤センター長</p>	

1. 事務局あいさつ（高齢介護課長）

（事務局）定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開催いたします。

今回の会議は、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、オンラインにて会議を開催いたします。会議の終了時刻は、概ね16時頃を予定しています。なお、市民の皆様幅広く活動内容を周知するため、委員の名簿及び議事録をホームページで情報公開してまいりますのでご承知おきください。

本日の会議は、小澤委員、杉江委員が都合により欠席との連絡を受けておりますが、半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱第6条第2項の規定により過半数以上の出席となっておりますので、本協議会は成立していることを申し上げます。

では、これからの進行は会長をお願いいたします

2. 会長あいさつ

（会長）東浦町で大きな事件があり、とても残念です。こういったことがないように取り組んでいかねばなりません。

【第一部】 高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について

1. 報告事項

(1) 令和2年度高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について

（委員）虐待への対応で、分離したケース、分離しなかったケースと判断が分かれると思いますが、こういった判断か教えていただくことはできますか。

（事務局）いずれも身体的虐待がみられ、命の危険から守るということを最優先にして判断したものです。

（委員）分離しなかった中に身体的虐待もありますが、改善が期待できるという判断ですか。

（事務局）市の助言を前向きに受け止めてくれた場合、かつ関係者などが見守ることができる状況にある方は、分離までは行いませんでした。

（委員）施設従事者による虐待が1件ありますが、どのように対応されましたか。

（事務局）市へ匿名で通報があったもので、施設の全職員から聞き取り調査を行い、虐待があったと認定しました。通報があったときには、すでに虐待者と離れた状況にあり、当事者に対する分離等の対応は必要ありませんでした。事業所に対しては、改善計画書を提出させ、今後、時期をみて実地指導を行い、改善項目が確実に実施されている

か確認いたします。

(委員) 昨年度も施設従事者による虐待が3件ありましたが、施設管理者自らが市へ通報されたと聞きました。虐待には通報義務があるとは言え、適切に対応されていると感じます。

(2) 令和2年度障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について

(3) 令和2年度活動報告について

—質疑なし—

【第二部】障がい者差別に関する協議について

1. 報告事項

(1) 令和2年度障がい者差別に関する相談について

(2) 令和2年度障がい者差別に関する活動報告について

—質疑なし—

2. 協議事項

(1) 今後の取り組みについて

(会長) 虐待の研修となると、「虐待とは何か。」に焦点をあてる傾向にあります。もちろんそれも大切ですが、虐待まで至らなくとも、相手をひとりの人間としてふさわしい対応をしているのかという視点も大切です。そういう根本的なことも意識して取り組んでいただきたいです。

(委員) 人を大切にするというのは、難しい言葉で言えば、権利擁護なのですが、そういう風土を高めていく必要性を感じています。半田市においては、虐待があったことを隠すのではなく、不安なく通報できる体制に取り組んでいますので、施設内で虐待が起きても市へ通報があり、事業所とともに対応することができるのだと思います。法律だけではなく、意識を高めることが大切だと改めて感じています。

(委員) 確認ですが、虐待件数には、障がい「児」の件数は入っていますか。

(事務局) 障がい「者」の件数であり、障がい「児」については入っていません。

(訂正：障害者虐待防止法により対応する対象は、18歳以上の障がい者のみではなく、障がい児（18歳未満）のうち通所支援事業所及び障がい児相談支援事業所で虐待を受けたと思われる児童についても障害者虐待防止法に基づき対応を実施します。令和2年度12月までの障がい者虐待通報・相談件数のうち2件は、障がい児が対象でした。養護者による児童への虐待は児童福祉法に基づく対応とな

るため、件数には含まれません。)

(委員) 当事者から虐待を受けていることを言える環境や仕組みを周知する必要があると考えます。当事者に対して周知する取組ができればと思いました。

(事務局) このあと差別解消法に関する取組として報告させていただきますが、差別がどういうものか、虐待とはどういうものかという認識を伝えるとともに、関係者に相談できるということを周知していこうと考えております。

(委員) 民生委員は、地域に密着した活動を行っていますが、虐待は、なかなか表面化してこないものですから、改めて民生委員への周知が必要と感じています。また、施設の虐待には、職員のストレスが大きな要因だと考えられますから、虐待を減少させる一つの方法として、事業所とともに取り組んでいく必要があると思います。

(委員) コロナ禍で在宅の時間が多くなり、家庭内のストレスも多くなっている社会情勢にあります。現在のところ虐待の件数としてはまだ伸びてきていませんが、今後増加することがあるかもしれません。そういったことを適切に拾っていくには、地域の力添えが必要ですので、出前講座等を行い、少しでも虐待について知っていただけることが大切だと思います。

【第二部】障がい者差別に関する協議について

1. 報告事項

- (1) 令和2年度障がい者差別に関する相談について
- (2) 令和2年度障がい者差別に関する活動報告について
—質疑なし—

2. 協議事項

- (1) 令和3年度 障がい者差別に関する活動計画について

(委員) 当事者の方に対する研修で、難しい点などがあれば教えてください。

(事務局) 2月に2つの事業所で研修を計画していますが、精神障がい者が通所する施設で行う際には、絵を多用する見せ方よりも、言葉の方が伝わるかもしれませんし、知的障がい者が通所する施設であれば、絵を用いて、よりかみ砕いて、あるいは実演しながらの伝え方がよいかもしれません。実際やってみて、検討を重ねていきたいと考えています。

(委員) 「嫌なことがあったら言っていいよ。」ということなのですが、その「嫌なこと」とは何なのか。それをどう伝えたらいいのか難しいと

感じました。

- (会 長) 全体を通じて、委員から一言お願いいたします。
- (委 員) 施設従事者のストレスが軽減されれば、虐待も減るのかなと考えます。市でもその声を拾い上げるための職員用の窓口があれば、虐待の防止につながるのかもしれないと思いました。
- (委 員) 虐待と認定されなかった場合に対しても、何らかの対応をとったのか、今後はもう虐待にはつながらないケースなのか教えてください。
- (事務局) 虐待と判断しなかった場合でも、どなたか軸になる方を見つけて、その方を通じて当事者の様子を見守ります。
- (委 員) 施設の職員や介護者など、支援する側に相当のストレスがあるのだろうということが気になります。権利意識や虐待の知識を深めることも大切ですが、いろんなところでサポートを受けられることが大切だと思います。介護者などが疲労した場合に、施設の話やどのようなサービスがあるのか知りたいと思うのですが、そういった点はどのようなのでしょうか。
- (事務局) 虐待通報があった場合には、個別のケース会議を行い、課題を整理します。その課題を解決するため、当事者、介護者の意向も踏まえて、どういう支援が適切か決めていきます。それが福祉サービスなのか、福祉サービスで補えない場合は、地域の催しなどの社会との繋がりで解決できるかを検討します。より多くの人目に触れ、サポートを得られるようにという意識をもって支援しています。
- (委 員) 最近、研修において学んだことですが、今回のコロナ禍は、特殊災害と言われる災害級の社会情勢であるとのことでした。コロナという目に見えない敵をコントロールできないために、とてもストレスがたまる状況にあります。そういう状況で1年経っていますので、差別であったり、虐待であったり、目に見える弱いものに矛先がむく社会情勢であると認識した方がよいでしょう。この協議会が今後果たしていく役割はとても大きいものだと思いますし、心して対応していかなければなりません。さきほど、施設従事者のストレスという話もありましたが、保健所の相談事業で何か役に立てることがあれば、いつでもお話しいただければと思います。
- (委 員) 国は、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用率を高めていく方向です。障がい者施設での虐待もありますが、事業所に対し、どのような指導をしていきますか。
- (事務局) 障がい者相談支援センターでは、市内の企業を中心に障害者差別解消法のパンフレットを配布するなど、企業側にも知っていただけ

るよう取組を行っています。

(委員) 雇用主からの虐待についてはどうですか。

(事務局) 今年度はありませんでしたが、30年度に4件ありました。就労先で暴力、暴言を受けたという相談が本人からあったものです。市の対応としては、本人から話を聞くとともに愛知県へ報告を行います。その後は、県から労働局へ報告され、労働局が調査をするという流れになっています。

(委員) どの地区でも高齢者が増えてきています。虐待を発見するのは、とても難しいことだと思いますので、やはり、知人、近隣の方の協力があるとよりよい方向に行くのではないかと思います。

(会長) ありがとうございます。これで議題はすべて終了しましたので、事務局へお返ししたいと思います。

(事務局) 長時間に渡りご審議いただき、ありがとうございました。これを持ちまして、令和2年度第2回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を終了いたします。本協議会の委員の任期は2年でありますので、今回の協議会をもちまして、任期満了となります。ありがとうございます。令和3年度からの協議会について、再任をお願いする方もいると思いますので、その際は宜しく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(以上)